

ガソリン・軽油の硫黄分規制強化 揮発油品質法改正



資源エネルギー庁は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の施行規則を改正し、2006年11月30日付けで公布しました。今回の改正は2003年8月の総合資源エネルギー調査会石油製品品質小委員会第2次答申に基づいており、揮発油(ガソリン)及び軽油中の硫黄分の上限値が50 ppmから10 ppmに引き下げられました。

施行日は、軽油については2007年1月1日、ガソリンについては2008年1月1日となります。

揮発油等の品質の確保等に関する法律とは、揮発油(主にガソリン)、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じて消費者の利益の保護をしたり、海洋汚染等の防止に関する国際約束の適確な実施を確保することが目的で、主にガソリン、軽油等の販売業者に関連が深い法律です。

資料 2006年11月30日付 EIC ネット

機器分析箇所 木村 俊